

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置 (国税10)(法人税:義) (地法税5)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	<p>社会医療法人は、平成18年医療法改正において、民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって、不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、医療保健業の法人税及び救急医療等確保事業を行う病院・診療所の固定資産税等が非課税という税制措置が図られている。</p> <p>このため、社会医療法人の認定にあたっては、役員、社員等については、親族等が3分の1以下であること、定款又は寄付行為において、解散時の残余財産を国等に帰属する旨定めていること、救急医療等確保事業を実施していることなどが、その認定要件となっている。</p> <p>しかしながら、救急医療等確保事業に関する実績要件については、周辺環境の変化等により要件を満たすことができなくなると認定を取り消されるため、社会医療法人の運営において不安定な要素となっている。</p> <p>また、認定を取り消された場合、それまでの収益全額を取消年度の益金に算入されることにより、地域医療の中核を担っていた社会医療法人のその後の運営が困難となり、結果として、地域における医療の確保に支障をきたし、国民の生活に多大な影響を与える恐れがある。</p> <p>そこで、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「社会医療法人の一層の普及を図るため、地域の実情を踏まえた認定要件とする。」とされており、時代に合った認定要件への見直しを行うにあたり、現在、社会医療法人に適用されている非課税措置等について、その認定要件の見直しを行った場合においても引き続き適用する。</p> <p>また、周辺環境の変化等により要件を満たすことができなくなり、認定を取り消された場合であっても、社会医療法人における公的な法人運営に関する要件(社会診療報酬に係る収入金額が全収入金額の8割を超えること、理事等に対する報酬について支給の基準を定めて公開していることなど)を引き続き満たすこと等を条件として、それまでの収益全額を取消年度の益金に算入する取扱いを免除する措置を講ずる。</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 社会医療法人が設置する医療機関は、地域医療の確保について重要な役割を担っていることから、地域の実情を踏まえた認定要件とすることにより、安易に認定取り消されることなく、法人経営の安定を図り、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供していく。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「社会医療法人の一層の普及を図るため、地域の実情を踏まえた認定要件とする。」とされている。</p>

		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標)</p> <p>I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>(施策大目標)</p> <p>1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>(施策目標)</p> <p>1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
		③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>地域において必要不可欠な医療を担っている社会医療法人が設置する医療機関の経営の安定化を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>社会医療法人の認定取消件数及び社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置により医療機関の経営破綻を防ぐことにより、地域住民に必要な不可欠な医療を継続して提供できる。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	—
		②: 減収額	—
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 27 年 4 月～)</p> <p>認定取消によりこれまでの収益全額を益金算入されて課税されることで、社会医療法人が経営破綻に追い込まれ、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 27 年 4 月～)</p> <p>社会医療法人が経営する医療機関は、救急医療等確保事業など公益性の高い医療を担っており、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。</p> <p>租税特別措置により、社会医療法人の設置する医療機関の経営基盤が安定化し、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき	<p>社会医療法人は、平成 18 年度医療法改正において、民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、租税特別措置法による税制上の優遇措置により、社会医療法人の運営の安定化を図り、地域の医療提供</p>

		妥当性等	体制を確保する必要がある。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対しての助成は行っているが、社会医療法人が設置する医療機関の経営安定化のための補助金等はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日 閣議決定)において、「社会医療法人の一層の普及を図るため、地域の実情を踏まえた認定要件とする。」ことについて、「年内に検討し、その結果に基づいて、制度的措置を速やかに講ずる。」とされた。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—